

地域で環境にやさしい農業に 取り組むみなさまへ

令和
3 年度

日本型直接支払制度のうち 環境保全型農業直接支払交付金

みんなで環境にやさしい農業をやってみよう！



営農活動を通じて、地域内の生物を守ろう！

化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と
合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に
効果の高い営農活動を支援します。

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

環境保全型農業直接支払交付金について

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行います。

※ 本事業の申請受付事務や交付金の負担を行うことが難しい市町村もあるため、農地の所在する市町村に、あらかじめ本事業の申請が可能かどうかをお尋ねください。

対象者（申請主体）

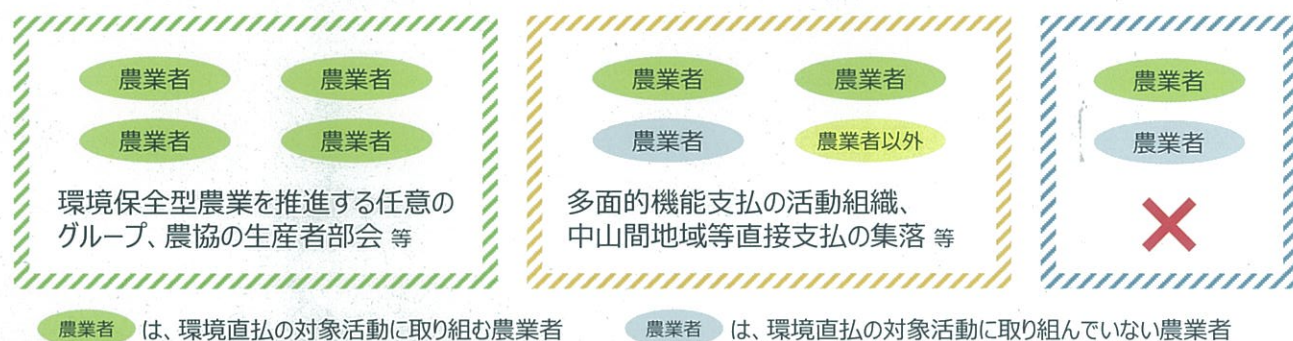
① 農業者の組織する団体

複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織が対象になります。

農業者の組織する団体（以下「農業者団体」といいます。）は、代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。

<農業者団体の例>

同一団体内に、環境保全型農業直接支払交付金（以下、環境直払）の対象活動に取り組む農業者が2名以上いることが必要です。



② 一定の条件を満たす農業者

単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は、以下のいずれかの条件に該当するとともに、市町村が特に認める場合に対象になります。

- ▶ 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者
- ▶ 環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して、環境保全型農業の拡大を目指す取組を行う農業者【令和4年度事業までの要件】
- ▶ 複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

支援の対象となる農業者の要件

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者が環境保全型農業直接支払交付金の支援の対象となるには、以下の要件を満たす必要があります。

- ▶ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ▶ 国際水準GAPを実施していること※
- ▶ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等。以下「推進活動」といいます。）に取り組むこと

※ 詳しくは、パンフレット「環境保全型農業直接支払交付金では「国際水準GAPの実施」を交付要件としています」をご覧ください。

環境保全型農業に取り組むみなさまへ

環境保全型農業直接支払交付金では 「国際水準GAPの実施」を交付要件としています



生産者のみなさまがこれからもより良い農業を続けていけるように、農林水産省は、農作業の工程を見直し、経営の改善などにつなげる「GAPの実施」を進めています。

環境保全型農業直接支払交付金では、環境保全の取組だけではなく、消費者が重視する食品安全や、生産者自らの身を守るための労働安全などにも取り組む「国際水準GAPの実施」を交付要件としています。

取り組んでいただく内容

ステップ

1

国際水準GAPに関する指導・研修を受けてください

- GAP指導者による指導
- 地方公共団体が主催する研修
- 民間団体が主催する研修
- オンライン研修 など



指導・研修の内容は、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理、これら5つの項目を含んでいることが必要です

受講証等、指導・研修を受けたことが確認できるものを提出していただきます

農林水産省提供の
無料オンライン研修もあります

右のQRコードから、研修ページ
にアクセスしてください



ステップ

2

GAPを実施してください ※ GAP認証の取得を求めるものではありません。

ステップ1の指導又は研修で学んだ内容に基づいて、GAPの取組を実施します。

ステップ

3

「GAP理解度・実施内容確認書」を提出してください

※ 令和2年度から、農業者団体で統一した取組を行う場合は、当該団体で1枚提出することが認められます。

- ステップ1の指導・研修で学んだ内容に基づいて、ご自身にとって必要な取組、課題を考えます。

「GAP理解度・実施内容確認書」の「課題の理解」の欄に記入します。

- ご自身が必要だと考えた取組を実施してください。

「GAP理解度・実施内容確認書」の「実施内容」の欄に記入してください。

- 関連書類をご自身で保管してください。

GAPの取組を行ったことを証明する書類※を保管してください。提出を求めることがあります。

※ 例：ほ場台帳、栽培計画、農薬の使用計画、農薬・肥料等の在庫台帳、出荷記録台帳など

GAP理解度・実施内容確認書 拡大版は「**中面**」をご覧ください

課題の理解	実施内容
1. 食品安全の確保のために必要だと考える取組（2つ以上）	取り組んだこと
2. 環境保全のために必要だと考える取組（2つ以上）	取り組んだこと
3. 労働安全のために必要だと考える取組（2つ以上）	取り組んだこと
4. 人権保護のために必要だと考える取組（2つ以上） ※ 従業員も雇用している場合は、記載すること	取り組んだこと
5. 農場経営管理のために必要だと考える取組（2つ以上）	取り組んだこと

課題の理解

指導または研修で学んだ内容に基づいて、あなたにとって必要な取組、課題を記載してください。

1. 食品安全の確保のために必要だと考える取組（2つ以上）

[
・
・
]

2. 環境保全のために必要だと考える取組（2つ以上）

[
・
・
]

3. 労働安全のために必要だと考える取組（2つ以上）

[
・
・
]

4. 人権保護のために必要だと考える取組（2つ以上）

※ 従業員を雇用している場合、記載すること

[
・
・
]

5. 農場経営管理のために必要だと考える取組（2つ以上）

[
・
・
]

実施内容

左記の各項目に記載した取組事項ごとに、実際に取り組んだ内容を記載してください。

取り組んだこと

[
・
・
]

取り組んだこと

[
・
・
]

取り組んだこと

[
・
・
]

取り組んだこと

[
・
・
]

取り組んだこと

[
・
・
]

❖ 民間団体による第三者認証を取得している場合は認証書の写し等の提出をもって、「指導・研修」や「GAP理解度・実施内容確認書」の提出を省略できます。

① 民間団体による第三者認証を取得している場合

すでにGAPに関する知識を有し、実施しているので、要件を満たしています。認証書の写しの提出が必要です。

② 民間団体による第三者認証の取得準備中の場合

GAPに関する知識を習得中であり、実施に移行していると考えられるので、要件を満たしています。認証取得準備中であることがわかる書類の提出が必要です。

❖ 農業者団体において統一した取組を行う場合は、団体で「GAP理解度・実施内容確認書」を1枚提出することもできます。

「GAP理解度・実施内容確認書」は、原則として、本交付金を受ける支援対象農業者ごとに提出していただきます。

ただし、団体内で統一した取組を行う場合は、団体で1枚の提出でもかまいません。

なお、国際水準GAPに関する指導・研修を受けることや取組の実践は、代表者だけでなく、構成員の皆さま全員が行っていただきます。

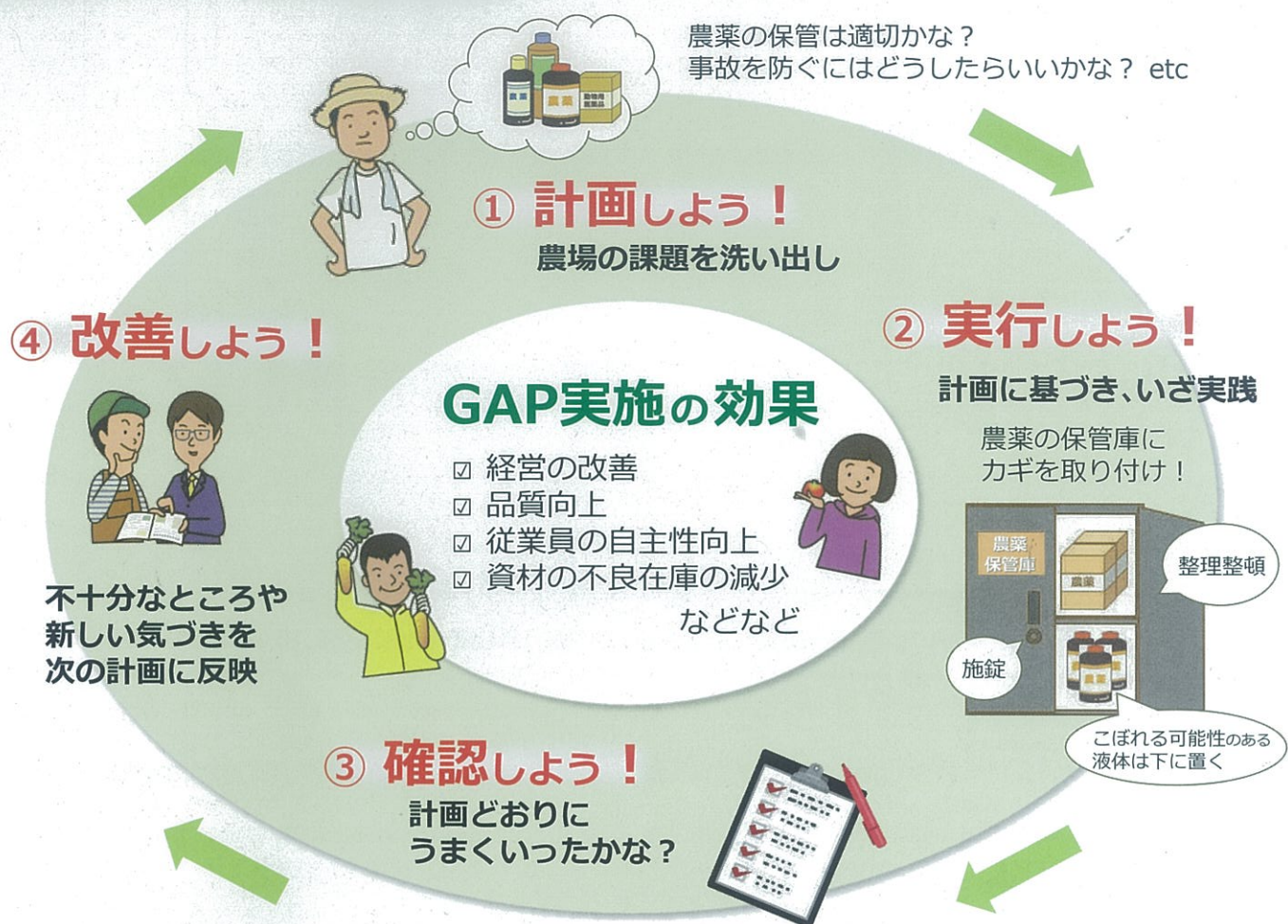
Good Agricultural Practice つまり、より良い農業生産に取り組むこと。

国際水準GAPの実施とは、①食品安全、②環境保全、③労働安全、
④人権保護、⑤農場経営管理の全ての項目に取り組むことをいいます。

GAPって??



GAP実施のイメージ



Q&A

取組内容は自分で決めていいの？



はい。取組内容はご自身で決めていただきます。
農場経営を行う上での課題を見つけていただき、その改善を実行していく
ことで、持続可能な農業生産の実現をめざします。



決めたことが達成できたら終わり？



いいえ。設定した課題が達成できたら、次の課題に挑戦することが大切です。
GAPの取組にはみなさまが常日頃行ってきたものも多くあります。これに
とどまらず、改めてご自身の経営を見つめ直し、さらに新しく良い取組を
取り入れ、習慣付けることが持続可能な農業生産のために大切です。



お問い合わせ先

最寄りの市町村、都道府県
または農林水産省生産局農業環境対策課

☎ 03-6744-0499

支援の内容

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援を行います。



配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。

申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

全国共通取組		交付単価 (国と地方の合計)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円/10a
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り ※1、 2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
堆肥の施用 ※2		4,400円/10a
カバークロップ		6,000円/10a
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400円/10a (3,200円/10a)
草生栽培		5,000円/10a
不耕起播種 ※3	〔前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ 耕起する専用播種機により播種を行う取組〕	3,000円/10a
長期中干し ※4	〔14日以上の中干しを実施する取組〕	800円/10a
秋耕 ※4	〔主作物の収穫後(秋季)に耕うんをする取組〕	800円/10a

※1 「炭素貯留効果の高い有機農業」を選択する場合、土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかの取組を行っていただきます。

※2 堆肥の施用とは「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」のことをいいます。
都道府県によって交付単価が異なる場合がありますので、都道府県、市町村にご確認ください。

※3 対象作物は、麦(小麦、二条麦、六条大麦及びはだか麦)、大豆です。

※4 対象作物は、水稻です。

地域特認取組	交付単価 (国と地方の合計)
地域特認取組 ※5 地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が 申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組	都道府県が設定

※5 対象取組や交付単価は、都道府県により異なります。詳細は、都道府県、市町村にご確認ください。

取組の環境保全効果の例

【地球温暖化防止】

農地に還元された堆肥やカバークロップの一部が土壌有機炭素となり、土壌中に貯留され、地球温暖化防止に貢献します。

【生物多様性保全】

化学肥料・化学合成農薬を使用しない有機農業や、農薬の削減と組み合わせる水管理などを行うことによって、様々な生物を地域で育み、生物多様性保全に貢献します。



農業者団体等が行う申請手続の流れ

5年間の事業計画、営農活動計画書の提出・認定 [令和3年6月末まで]

農業者団体の構成員が取り組む対象活動※1の合計面積や推進活動の計画を記載し、市町村から事業計画の認定を受けてください。

前回の計画認定が平成28年度の場合、令和3年度に改めて計画の認定を受けてください。

平成29年度から令和2年度の間計画の認定を受けている場合、認定された計画の内容に変更があれば、市町村に計画変更の申請又は届出※2を行ってください。

※1 化学肥料・化学合成農薬を地域の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と対象取組を合わせて「対象活動」といいます。

※2 変更する内容により手続きが異なります。

交付申請書の提出【毎年度】 [市町村が定める日まで]

交付金の交付を受けるために交付を受ける予定の金額等を記載して提出してください。

<対象活動、推進活動の実施> カバークロップの作付け、堆肥の施用、有機農業の取組等の対象活動及び推進活動を実施してください。

<国際水準GAPの実施> 上記活動と併せて、国際水準GAPの取組を実施してください。

実施状況報告書等の提出 [令和4年1月末日まで]

農業者団体の構成員ごとに取り組んだ面積や国際水準GAPの実施内容、農業者団体として取り組んだ推進活動を記載して、生産記録等の必要書類をまとめて提出してください。

※ 令和4年3月末までに取組が終わる予定のものも提出してください。

実績報告書の提出 [市町村が定める日まで]

交付金の使いみち等を記載して提出してください。

都道府県や市町村が取組内容を確認後、交付金が支払われます。

営農活動実績報告書の提出 [令和4年4月末まで]

実施状況報告書からの変更内容を記載して提出してください。

※ 実施状況報告書の提出の時点で対象活動等を実施済みであり、報告内容に変更がない場合、営農活動実績報告書の提出を省略することができます。

お問い合わせ先

地域	お問い合わせ先	電話番号	地域	お問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道農政事務所 生産支援課	011-330-8807	近畿	近畿農政局 生産技術環境課	075-414-9722
東北	東北農政局 生産技術環境課	022-221-6214	中国四国	中国四国農政局 生産技術環境課	086-230-4249
関東	関東農政局 生産技術環境課	048-740-0439	九州	九州農政局 生産技術環境課	096-211-9111
北陸	北陸農政局 生産技術環境課	076-232-4131	沖縄	沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653
東海	東海農政局 生産技術環境課	052-746-1313		農林水産省 生産局 農業環境対策課	03-6744-0499

環境保全型農業直接支払交付金の要綱・要領、申請様式、詳しいパンフレットなどはホームページ（https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html）に掲載しています。

また、取組を行う上での詳細な要件などは、取組を行う農地が所在する市町村にご確認ください。